2025 11-19

家族がインフルエンザ感染となった場合のスクール・クラブ参加について

家族がインフルエンザになった場合、同居の家族が感染しても、本人が無症状であれば参加は可能です。

ただし、通っている園・学校の規定を確認し、症状がないか注意深く観察する必要があります。症状がある場合、診察後に発症が確認できた場合は、学校保健安全法に基づく出席停止期間（発症から 5 日を経過し、解熱後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで）を守ることが大切です。

また、学級閉鎖となった場合も本人が発症していなければ同様の方向で参加、欠席を判断して下さい。

同居の家族がインフルエンザに感染した場合

＊ **本人が無症状の場合:**

- 基本的には参加は可能です。
- ただし、インフルエンザは潜伏期間があり感染の可能性があるため、クラブ・スクールに報告し、担当コーチより指示を仰いでください。
- 咳や鼻水など少しでも体調不良がある場合は、無理をせずお休み頂きます様お願いします。

＊ **本人が発症した場合:**

- 「学校保健安全法」に基づき、発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまでは出席停止となります。
- この期間は、感染を広げないため、自宅で静養し、お休みください。

感染対策と注意点

- **家族全員での感染対策が重要:**

  感染者を隔離し、手洗い、うがい、マスクの着用、こまめな換気を徹底しましょう。

- **クラブ・スクールへの報告と確認:**

  家族がインフルエンザに感染した場合は、速やかにクラブ・スクールに連絡し、参加に関する指示を受けてください。

- **無理は禁物:**
  発熱がなくても咳や鼻水など体調に変化が見られる場合は、無理に参加せず、体調が回復するまで自宅で様子を見ることが大切です。
- 感染が確認された場合は、「学校保健安全法」に基づき、発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまでは出席停止となります。

上記、厚生労働省 HP 内容の質問 Q&A の AI 回答を参考に記載しております。